**評議員及び役員の報酬の支給基準について**

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

**１　評議員の報酬**

　　定款第８条の規定に基づき、各年度の総額が２５０，０００円を超えない範囲で、評議員の報酬を次のとおり支給する。

　　・報酬日額　　　　５，３４０円

　　・源泉徴収税額　　　３４０円

　　・税引後支給額　５，０００円

**２　役員(理事、監事)の報酬**

　　定款第２１条の規定に基づき、理事及び監事の報酬を次のとおり支給する。

　　・報酬日額　　　　５，３４０円

　　・源泉徴収税額　　　３４０円

　　・税引後支給額　５，０００円

　　定款第２１条の規定に基づき、評議員会において定めることとされている理事及び監事の報酬等の総額は、次のとおりとする。

　　・各年度の総額　２５０，０００円

**３　報酬の支払い方法**

　　　報酬は、評議員会又は理事会への出席の都度、現金又は口座振込により本人に支給する。

　　　ただし、本人から、報酬を辞退する旨の申し出があった場合においては、支給しないことができる。

**４　施行日**

　　　この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　この基準は、２０１９年１１月２６日から施行する。

　　　この基準は、２０２１年　６月１６日から施行する。